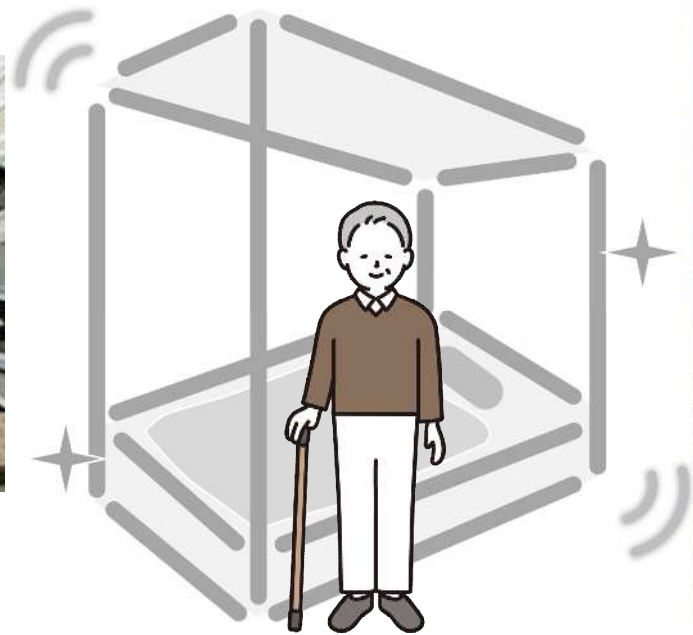


耐震シェルター等設置支援事業のご案内



実証実験の写真（出典：東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」）



耐震シェルター等とは

➡耐震シェルター、防災ベッドなど、大規模地震による建物の倒壊等から区民の皆様の生命を守る装置です。

補助対象者

下記のいずれかに該当する方（住民税等を滞納していないこと）

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する方
- ② 世帯全員が特別区民税及び都民税を課税されていない世帯に属する方
- ③ 障がい者手帳等をお持ちの方、要介護4又は5の認定を受けている方

補助対象建物

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅
- ② 昭和56年6月1日～平成12年5月31日以前に建築されたグレーゾーン住宅（耐震診断の結果、構造評点が1.0未満のもの）

補助金額

耐震シェルター等の購入及び設置工事に要した額の9／10
(限度額50万円)

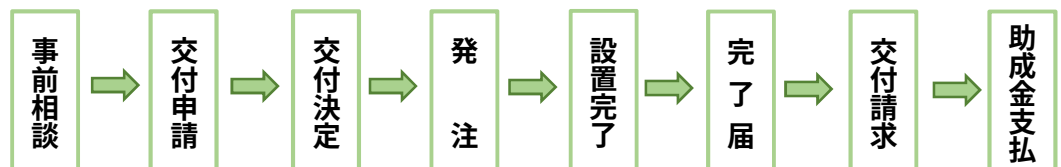
対象となる 耐震シェルター等

東京都が、安価で信頼できる木造住宅の耐震改修に係る装置として選定したもので、原則として建物の1階に設置されたもの。
⇒裏面参照。これ以外にも[東京都耐震ポータルサイト](#)に「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」が掲載されています。

東京都耐震
ポータル
サイト
QRコード



手続きの流れ



荒川区

◆添付書類一覧表

申請書等の種類	添付書類の種類
交付申請書 (別記第1号様式(第8条関係))	○建物の所有権及び建築年月日を証する書類の写し ○建物に居住している者の住民票(直近のもの) ○住民税納税証明書(直近のもの) ○国民健康保険料納付済額証明書(直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの) ○第4条第2号に該当する者にあつては、住民税非課税証明書(直近のもの) ○第4条第3号に該当する者にあつては、当該事項を証明する書類の写し ○耐震シェルター等の購入及び設置工事に関する見積書の写し ○耐震シェルター等設置前の現況写真 ○耐震診断報告書の写し(グレーゾーン住宅の場合)
交付決定(内容変更・取下げ)承認申請書 (別記第3号様式(第10条関係))	○交付可否決定通知書
完了届 (別記第5号様式(第11条関係))	○耐震シェルター等の購入及び設置工事費の領収書又は精算が証明できる書類の写し ○耐震シェルター等の購入及び設置工事費の請求書の写し(受領を委任した場合に限る。) ○受領委任状(受領委任の場合) ○耐震シェルター等の設置状況(工事中及び完了後の状況をいう。)が把握できる写真

注 添付書類の種類欄に定める添付書類のほか、それぞれ区長が特に必要と認めるものを添付書類とする。

<参考>

東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」から ★令和3年度選定(部屋型シェルター)



★令和元年度選定(ベッド型シェルター・部屋型シェルター)



〔令和7年4月発行〕 問合せ先 防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係
電話:3802-3111 内線:2822・2826